

令和8年3月19日

人事院事務総長

「検察官その他の職員の法科大学院への派遣の運用について」の一部改正について（通知）

「検察官その他の職員の法科大学院への派遣の運用について（平成15年10月1日人企一825）」の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
(削る)	<u>規則第14条関係</u> <u>法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣後職務に復帰した職員を昇格させる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職務の級に昇格させることができる。ただし、特別の事情によりこれにより</u>

難しい場合には、あらかじめ事務総長に協議して、別段の取扱いをすることができる。

二 人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則 9—8」という。）第 1 条第 3 項の規定により職務の級を決定された職員以外の職員昇格させようとする日に新たに職員となったものとした場合のその者の経験年数がその者を昇格させようとする職務の級をその者の属する職務の級とみなした場合の給実甲第 3 2 6 号（人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）第 1 5 条関係第 5 項に規定する最短昇格期間（以下「最短昇格期間」という。）（ただし、規則 9—8 第 2 0 条第 4 項後段の規定に該当するときは、当該最短昇格期間に 1 0 0 分の 5 0 以上 1 0 0 分の 1 0 0 未満の割合を乗じて得た期間とすることができる。）以上となる当該昇格させようとする職

務の級

二 規則 9—8 第 1 1 条第 3 項の
規定により職務の級を決定され
た職員 当該派遣がなく引き続
き職務に従事したものとみなし
て、その者が当該派遣の直前に
属していた職務の級を基礎とし
て昇格等の規定を適用した場合
に、その者を昇格させようとす
る日に属することとなる職務の
級を超えない範囲内の職務の級

以 上